

# 「令和4年度沖縄県立芸術大学キャリア支援事業」に係る業務委託 企画提案仕様書

## 1. 業務名

令和4年度沖縄県立芸術大学キャリア支援事業

## 2. 事業期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 3. 事業目的

本業務は、本学学生の創造性を活かせる職種、専門性を活かせるクリエイティブな職種・業種を中心として就職先を開拓し、本学学生にとって興味深い企業とのマッチングを図るほか、就職活動の支援、就職意識を醸成する様々な取り組みを行うことにより就職内定率の向上を図る。

## 4. 予算額委託料

委託料 7,744千円以内とする。(消費税及び地方消費税を含む)

## 5. 委託業務内容

- (1) 就職先企業開拓に関すること。
- (2) 就職支援アドバイザーを配置すること。
- (3) 学内合同企業説明会の企画・実施に関すること。
- (4) 本学の学生、教職員及び保護者向けのセミナー、研修及び講演会等に関すること。
- (5) 上記の他、本学の学生、教職員及び保護者等関係者の就職意識の向上を図る取組等、就職支援に関すること。

## 6. 活動目標等

- (1) 就職先企業開拓は対象を中小企業とし、デザイナー、クリエイター、ファッション、音楽業界をはじめ、本学学生の創造性を活かせる業種・職種を開拓すること。
- (2) 就職支援アドバイザーを本学へ180日以上配置し、履歴書添削や面接対策、本学学生の就活状況の確認など就職の支援を行うこと。
- (3) 学内合同企業説明会の実施回数は年1回以上、参加企業数10社以上(県内5社・県外5社程度)とすること。
- (4) 本学の学生、教職員及び保護者向けのセミナー、研修及び講演会等は、就職意識の向上など具体的な方法、及び見込まれる効果を見据え、実施すること。

## 7. 企画提案書の内容について

- (1) 就職に関心の低い学生に就職について考えさせるための基本的な考え方
- (2) 就職先企業の開拓に当たっての基本的な考え方  
企業開拓は、就職先企業を開拓するための具体的な実施方法及び見込まれる効果を定め、企業の基本情報の収集にとどまらず、人事担当者の考え方、本学学生に対するイメージ、本学学生に求める資質・人材像、本学への要望など求人票に載らない詳細情報を収集するとともに、本学の学生の特性を十分理解し、企業に対して積極的に売り込み、マッチングを図る上で有効なものとなるよう留意すること。
- (3) 就職支援アドバイザー配置について、週あたりの日数や時間、具体的な就職支援の方法などを示すこと。
- (4) 学内合同企業説明会の具体的な実施方法及び見込まれる効果
- (5) 本学の学生、教職員及び保護者等関係者を対象としたセミナー及び講演会等について、就職意識の向上を図る具体的な実施方法及び見込まれる効果を示すこと。
- (6) 上記(2)～(5)以外で、事業目的に沿った効果的な取組について、自主提案し、その理由も含めて記載すること。
- (7) 上記(2)～(6)の取組について、本事業の周知及び広報のための具体的な媒体及び実施方法を提案すること。
- (8) 上記(2)～(7)の取組については、本学学生、教職員及び保護者等の特性や傾向を踏まえて効果的な提案を行うこと。
- (9) 事業実施スケジュール、提案者概要(様式5)、事業実施体制(様式6)及び経費見積書を添付すること。事業実施スケジュールは4月1日を事業開始の予定日として作成すること。

## 8. 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則としてA4版縦横自由とし、左綴りとする。枚数の制限はしない。  
※フラットファイル等への編綴は要しない。
- (2) プレゼンテーションにおいては、選定委員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間は、約20分程度(見込み)とする。

## 9. 再委託の制限について

- (1) 一括再委託の禁止等  
契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約金額の大半に当たる業務のほか、委託業務の成否に密接に関わる以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別の事情があるものとしてあらかじめ本学が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(2) 再委託により履行することのできる業務等

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる部分

・簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(3) 相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者等に契約の履行を委任し、又は請負わせることできない。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による本学の承認を得なければならない。

ただし、「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

## 10. 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則的には月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。

## 11. 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県立芸術大学に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

## 12. その他

- (1) 本仕様書の記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

### 13. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県立芸術大学と協議すること。